

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
福島県会津若松市	1	個人情報保護条件の明確化・緩和	患者を特定した属性情報とヘルスケア情報、診断情報の紐付け分析	【社会的効果】 複数の事業者が保有するデータを患者軸でつないで分析することで、患者の疾患・状態の経時的な把握ができ、より詳細なリスク判定等が可能となる。	患者が特定されると個人情報保護に抵触するため、情報の活用が困難となっている。 現状では個人情報を削除しても個人同意なしでは複数ヘンタが持つデータの紐付けは不可だと考えられる。	・個人情報保護法 ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン第3条2項4	個人情報保護法の法・ガイドラインで違反とられずにデータ収集・データ分析を行い項目を定義する。 例えば、患者IDを特定ルールで暗号化し、他のどの患者情報を保持しなければ、個人情報にはあたらないと考え、データ収集・データ分析に利用してよい、と明示、もしくは、匿名化基準の緩和、個人情報・特定個人情報の目的外利用を緩和する。	内閣府 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 個人情報保護委員会	個人情報保護法では、個人情報は原則特定された利用目的の範囲内で利用する必要があり、個人データを第三者へ提供するには原則本人の同意を取得する必要があります。次世代医療基盤法では、異なる医療情報取扱事業者（医療機関、介護事業所、地方公共団体、学校設置者、医療保険者等）の情報を集約し、名寄せしたものを匿名加工医療情報とすることで、医療情報取扱事業者を跨ぐ分析が可能でます。			
福島県会津若松市	2	頻回のオプトイン取得による市民・企業の負担を軽減し、市民の納得を得ながら特定の目的に沿って包括的なオプトインや再同意を得る方法の検討	オプトインの原則を堅持する一方で、毎回細かい変更でオプトインをとることは、市民と企業の双方に負担になるため、市民の納得を大前提として、特定の目的に沿って包括的にオプトインをとる方法の在り方を検討する 再同意が必要な場合、都市OSを活用し、同意者の負担や漏れが減る方法を整備	【社会的効果】 市民と企業の負担となる頻回、微細な変更でのオプトイン同意取得が不要となり、都市OSなどサービス利用時の煩わしさが軽減される。 より広範なデータの活用が可能となり、リスク判定などの精度が向上する。	明示した利用目的の範囲において患者データを分析、活用することが許可されているが、利用目的をどの程度明示すべきが明かでない。 利用目的を拡張・変更する際には、再度同意の取得が必要だが、現状では連絡が付かない等で取得できないケースが多い。	・個人情報保護法第16条第1項 ・個人情報保護法第15条第1項2第3項 ・個人情報保護法第23条第1項	オプトイン同意のレベル感や範囲を検討し、ルール化して適用するため、同意取得ルールの柔軟な設定と運用を実現する。 都市OSを介した再同意目的の連絡先データ連携を実現する。	個人情報保護委員会	・個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければなりません。 ・あらかじめ本人の同意を得ないで、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことができませんが、一般的な消費者等からみて合理的な関連性のある範囲内であれば、本人同意なしで利用目的を変更することが可能です。 ・本人同意なしで利用目的の変更が認められる事例については、個別具体的な事例ごとに判断されるもの、例えば、次のような場合が考えられます。 ○「当社が提供する新商品・サービスに関する情報のお知らせ」という利用目的について、「既存の関連商品・サービスに関する情報のお知らせ」を追加する場合 ○「当社が提供する既存の商品・サービスに関する情報のお知らせ」という利用目的について、「新規に提供を行う関連商品・サービスに関する情報のお知らせ」を追加する場合 ・また、当初の利用目的に「第三者提供」が含まれていない場合において、新たに、法第23条第2項の規定による個人データの第三者提供を行う場合、本人同意のない利用目的の変更は認められません。 ・個人データの第三者提供に係る同意については、必ずしも第三者提供のたびに同意を得なければならないわけではありません。例えば、個人情報の取得時に、その時点で予測される個人データの第三者提供について、包括的に同意を得ることも可能です。 ・上記は個人情報保護法に関する解釈ですが、都市OSの果たす機能や運営主体等の前提によって、適用される法令や整理等が異なるため、具体的に想定される事例についてご相談ください。	・本提案は、同意の際の利用目的明示対象と利用目的を拡張する際の同意取得に際して、明確化を求めるものである。 ・明示した利用目的の範囲において患者データを分析、活用することが許可されているが、利用目的の時点でどの程度明示すべきが明らかでない。 ・そのため、利用目的や加盟事業者が一定基準を満たすことを担保しううえで、以下の運用を認めていただきたい。 ・事前に第三者提供を行う可能性の明示し、同意を取得する。 ・該当条件が生じ、第三者提供が行われた後、該当した提供目的と提供先事業者名を利用者に通知する。	今回のご意見は、第23条1項についての具体的な運用に関するものと理解しました。 その上で、以下のようなQ&Aをご参考に運用を具体化することが必要だと考えます。 （第三者提供の制限の原則） Q 5 - 8 本人の同意は、個人データの第三者提供に当たってその都度得る必要があるのですか。 A 5 - 8 必ずしも第三者提供のたびに同意を得なければならないわけではありません。例えば、個人情報の取得時に、その時点で予測される個人データの第三者提供について、包括的に同意を得ることも可能です。 Q 5 - 9 第三者提供の同意を得るに当たり、提供先の氏名又は名称を本人に明示する必要がありますか。 A 5 - 9 提供先を個別に明示することまでが求められるわけではありません。もちろん、想定される提供先の範囲や属性を示すことは望ましいと考えられます。  参考：「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A <a href="https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/2009_APP1_QA/#q5-8">https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/2009_APP1_QA/#q5-8</a>  ただし、上記は個人情報保護法に関する一般的な解釈であり、都市OSの果たす機能や運営主体等の前提によって、適用される法令や整理等が異なるため、具体的に想定される事例について個別にご相談ください。 PPCビジネスサポートデスク 03-6457-9771	
福島県会津若松市	3	オフライン検査結果のアップロード&医師への送付	オフライン検査の結果（検査報告書等）をアップロードすることが問題ない旨明示	【社会的効果】 内視鏡検査などの結果をオンライン診療、オンライン受診勧奨の場面に限らず、患者の同意のもとで医療機関、医療スタッフへ情報送付可能となる。郵送などの手間やコストが削減できる。	オンライン診療、オンライン受診勧奨、以外（オンライン相談など）で、「患者個人の状態に対する患可能性のある疾患名の列挙」ができない。このため、診断結果となる患者向けの検査報告書や検査画像は、オンライン診療、オンライン受診勧奨、以外で、オンラインでのデータ授受が難しい。	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」	オフライン検査の結果（検査報告書等）をアップロードすることが問題ない旨明示する。	厚生労働省	オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての限時的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた限時的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に限時的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同年秋季を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）としております。			
福島県会津若松市	4	オンライン結果説明	オフラインでの検査結果をオンラインで（別の）医師が説明することが問題ない旨明記	【社会的効果】 内視鏡検査等の結果の説明のため、別日に来院する必要がなくなる。	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」にはオフライン検査結果をオンラインで説明することへの言及はない。	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」	オフラインでの検査結果をオンラインで（別の）医師が説明することが問題ない旨明示する。	厚生労働省	オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての限時的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた限時的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に限時的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同年秋季を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）としております。			
福島県会津若松市	6	個人データの第三者提供に該当しない場合の明示	会津若松都市OSに接続するサービスにおいては、「個人データを特定の者との間で共同して利用するとして、あらかじめ本人に通知等している場合に該当するものとする。	【社会的効果】 都市OSを介した多様なサービスをスムーズに受けられることで、利用者の利便性が向上する。	個人情報保護法第23条第4項の各号に掲げる場合の当該個人データの提供を受ける者については、第三者に該当せず、本人の同意を得ずに情報の提供を行うことができる。（個人データを特定の者との間で共同して利用するとして、あらかじめ本人に通知等している場合）	・個人情報保護法第23条第4項	会津若松都市OSに接続するサービスにおいては、「個人データを特定の者との間で共同して利用するとして、あらかじめ本人に通知等している場合」に該当するものとして明示する。	個人情報保護委員会	一般的には、共同利用する旨、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的、個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態におくという要件を満たせば、個人情報保護法第23条第5項3号に基づく共同利用が可能です。会津若松都市OSに接続するサービス提供事業者がこれらの要件を満足しているかは、個別具体的なケース毎に判断されるため、必要に応じてご相談ください。また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予測し得ると客観的に認められる範囲である必要があります。なお、自治体が保有する個人情報は、個人情報保護条例に従って取り扱うことが求められますのでご留意ください。			
福島県会津若松市	7	初診からのオンライン診療・オンライン服薬指導解禁の恒久化	初診からのオンライン診療・オンライン服薬指導解禁の恒久化	【社会的効果】 就労・育児等で通院の時間が確保し難い人々の適切な受診行動の確保により、長期的な心血管病リスク等の低減が得られる。 遠隔健康医療相談や病院検索等からの、予約・オンライン診療へのスムーズな移行により、患者の利便性が向上する。過剰な対面受診の減少により、医療機関の人的負担や感染症リスクが低減できる。	通常時は、初診からのオンライン診療は原則として不可である。診療報酬で電話等再診では定期的な医学管理は想定されず、オンライン診療の場合、初診を含む3か月間は毎月対面、以後も3か月間に1回は対面診療が必要との算定要件あり。	通常時の根拠法令 ・オンライン診療の適切な実施に関する指針 ・令和2年3月5日保医発0305第1号 特例措置の根拠法令 ・令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局長総務課 事務連絡	初診からのオンライン診療・オンライン服薬指導解禁を恒久化する。	厚生労働省	オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての限時的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた限時的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に限時的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同年秋季を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）としております。 薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うこととしております。			
福島県会津若松市	8	遠隔診療における地理的制限の撤廃	遠隔診療における地理的制限の撤廃	【社会的効果】 遠隔地の患者への診療制限を撤廃することにより、患者にとって必要な医療へのアクセスが容易となる。これは、市内在住の患者が会津若松市内外の医療機関を受診する際のみならず、近郊町村など会津若松市外在住の患者が会津若松市内の医療機関を受診する際にも有用となる。	オンライン診療料の算定について、日常的に通院又は訪問による対面診療が可能な患者を対象、つまり概ね30分以内に通院又は訪問が可能な患者が想定されている。	・令和2年3月5日保医発0305第1号 ・令和2年3月31日厚生労働省保険局医療課 事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その1）」	遠隔診療における地理的制限を撤廃する。	厚生労働省	オンライン診療については、令和4年度診療報酬改定において、 ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとしている。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
福島県会津若松市	9	オンライン診療の算定要件の緩和	オンライン診療の算定要件の緩和	【社会的効果】【経済的効果】 オンライン診療の範囲拡大による患者利便性の向上、医療機関の収益性が維持できる。	通常時のオンライン診療算定要件として、対象疾患限定、診療報酬が対面診療と比べ低いことが定められている。 特例措置として、「慢性疾患患者で既存の診療計画等に基づいた電話等再診料および医学管理料等を算定可能となる」「初診から診療報酬算定可能となる」「診療報酬の点数一部引き上げられる」ことが定められている。	通常時の根拠法令 ・令和2年3月5日 保医発0305第1号等 特例措置の根拠法令 ・令和2年4月10日、同14日 厚生労働省保険局医療課 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）（その11）」	保険適用とする際の疾患制限の解除、オンライン診療料の算定回数の割合制限の撤廃、診療報酬点数を対面診療と同等に引き上げる。	厚生労働省	オンライン診療については、令和4年度診療報酬改定において、 ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとする。			
福島県会津若松市	10	クラスI一般医療機器やAIを用いた新規医療用プログラムの保険適用への道筋	クラスI一般医療機器やAIを用いた新規医療用プログラムの保険適用への道筋	【社会的効果】 有用な新規医療用プログラム開発・実用化・普及に要する時間が短縮できる。	クラスIの医療用プログラムは薬機法規制対象外であり、医療機器プログラムに該当せずとも診断補助に使えるが、保険適用が難しい。薬機法は登録した内容から外れた性能を標榜することを認めていない。例えば、体動センサは「体動を検出。通常、睡眠障害の評価に用いる」と定義され、心拍・呼吸を検知/記録できる機器でも看取り業務等に活用できる旨は説明できない。	・薬機法第66条 ・平成16年7月2日 薬食発第720022号	クラスI一般医療機器の診断行為への利用を緩和できる要件を定める。 薬機法で登録された内容から外れた性能について、メーカー側から説明する場合の要件を定義する。	厚生労働省	医療機器のクラス分類は、医療機器のリスクに応じた適切な規制を行うために定められており、適切なクラス分類に従って承認又は認証を受けていただくことが必要です。診断を意図した能動型医療機器のクラス分類は、有効性・安全性の確保及び国際整合の観点から、原則としてクラスII以上としています。心拍数及び呼吸数の測定を目的とした医療機器であれば、「体動センサ」（クラスI）ではなく、「心拍数モニタ」「呼吸数モニタ」（いずれもクラスII）等として承認又は認証を受けていただくようお願いいたします。 薬機法の規定に基づく承認若しくは認証を受けた医療機器又は届出が受理された医療機器については、企業は保険適用希望書を提出することができ、希望書が提出された医療機器等については、定められた手続に則り有効性・安全性等を踏まえ保険適用が検討されます。 なお、医療機器の承認等の制度及び広告規制は、医療機器を含む医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために規定されているものであり、御提案の「薬機法で登録された内容から外れた性能について、メーカー側から説明する場合の要件を定義する」とことは、この趣旨を逸脱することから対応できません。			
福島県会津若松市	11	海外で承認済みのヘルス関連IoT機器について一定条件下での国内実証使用容認	海外で承認済みのヘルス関連IoT機器について一定条件下での国内実証使用と性能の市民への告知を容認	【社会的効果】 市民の実生活の中での新規ヘルス関連IoT機器実証が行われ易くなり、より迅速なPDCAサイクルの回転や、市民が先進機器に触れることでデジタル社会への参加意識促進が得られる。	未承認医療機器の輸入は、臨床試験に使用する目的であれば許可されている。しかし、一般市民に対し、その性能を明示した上で臨床試験への参加を募ることは、未承認医療機器の「広告規制」要件に抵触する可能性がある。	・薬食発1117第17号 ・薬機法第68条	スーパーシティの取組の中では、海外で承認済みの国内未承認ヘルス関連IoT機器について、市民の実証としての臨床試験を組むことで、海外で承認/認証されている性能等を公表しながらの利用を可能とする。	厚生労働省	「試験に係る被験者募集の情報提供の取扱いについて」（平成11年6月30日医薬監第65号監視指導課長）で商品名を特定しない範囲で情報提供を行うことは可能である旨を通知しており、「その性能を明示した上で臨床試験への参加を募ること」は現状可能です。	・本提案は、海外承認済みヘルス関連IoT機器の実証使用において、実証開始も商品名の特定を回避する必要があるか、明確化を求めるものである。 ・一般市民に対し、その名称を明示した上で臨床試験への参加を募ることは、未承認医療機器の「広告規制」要件に抵触する。 ・臨床試験としてのモニター募集時点や説明において、商品名の特定を避けることは可能と考える一方で、実証期間中に、アプリ・デバイスから商品名を特定できないようすることは困難である。 ・現行法で抵触する場合、本取組における実証期間中は、商品名が特定されても差支えない運用とさせていただきます。	厚生労働省	・医薬品等の広告は、「薬事法における医薬品等の広告の該当性について」（平成10年9月29日医薬監第148号監視指導課長）で示していること、 ①顧客を誘引する（顧客の購入意欲を醸成させる）意図が明確であること、 ②特定医薬品等の商品名が明らかにされていること、 ③一般人が認知できる状態であることのいずれの要件も満たす場合、これを広告に該当するものと判断しています。 ・一般に、臨床研究の被験者に対して研究の対象であるアプリ・デバイスを含む機械器具等を商品名を特定できる形で提供する行為は、上記のうち①の要件を満たさず、薬機法における医薬品等の広告に該当しないため、現状で可能です。
福島県会津若松市	12	医療広告規制の緩和	医療広告規制の緩和とサービス利用データに基づく医療機関への動線創出	【社会的効果】 市民が医療サービスを選択する中で有用と考えられる情報については規制せず開示することで、市民がより適切な受診行動をとることができ、医療資源が有効利用できる。	「広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示」においては、比較優良広告が禁止されている。	・医療法施行規則等の一部を改正する省令 ・厚生労働省令第66号 ・医療広告ガイドライン	客観的に検証可能な内容（患者数、治療疾患、使用薬剤等）については掲載を可能とし、また全国や地域平均などと比較した表示を可能とする。	厚生労働省	御提案のあった内容は、以下のとおり現行規制下においても基本的に抵触しないものと考えます。 ・医療広告ガイドライン（平成30年5月8日付け医政発0508第1号厚生労働省医政局長通知の別紙3）において、比較優良広告に関係して、「最上級を意味する表現その他優越性について著しく誤認を与える表現を除き、必ずしも客観的な事実の記載を妨げるものではないが、求められれば内容に係る裏付けとなる合理的な根拠を明示し、客観的に実証できる必要がある。調査結果等の引用による広告については、出典、調査の実施主体、調査の範囲、実施時期等を併記する必要がある。」とされており、客観的に実証できる内容については、必ずしも広告が禁止されているものではありません。 ・また、医療法関係法令において広告が可能とされた事項以外は広告してはならないこととされており、他法令に抵触する広告を行わないことも前提となりますが、例えば、患者数（在宅患者、外来患者、入院患者）については、広告可能事項です（平成19年厚生労働省告示第108号（以下、「告示」という。）第3条第4号及び第5号）。また、当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項として告示第108号第2条各号に該当するものであれば、疾患名等を記載することも可能です。	・本提案は、医師の診療実績等を客観的に可視化して差し支えない情報の明確化を求めるものである。 ・医療機関の広告に関連し、客観的に検証可能な内容は可とされているが、医師に対する患者評価の集計や掲載事業者が行った集計の結果等については、その趣旨が必ずしも明らかでないが、患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談については、個々の患者の状態等により当然にその感想が異なるものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療広告としては認められません。一方、第三者が運営するいわゆる口コミサイト等への体験談の掲載については、医療機関が広告料等の費用負担等の便宜を図って掲載を依頼しているなどによる誘因性が認められない場合は、広告に該当しません。		
福島県会津若松市	13	オンライン診療における臨床試験施行の容認	オンライン診療における臨床試験施行の容認	【社会的効果】 オンライン診療による臨床試験遂行の負荷（医療者側および患者側）が軽減される。	「オンライン診療は、患者がその利点及び生ずるおそれのある不利益等について理解した上で、患者がその実施を求める場合に実施されるべきものであり、研究を主目的として医師側の都合のみで行ったりはならない」との記載あり。どこまでが主目的かの判別は難しく、オンライン診療における臨床試験をいづらう。	・オンライン診療の適切な実施に関する指針VI オンライン診療の実施にあたっての基本理念vi	オンライン診療における臨床試験施行を容認する。	厚生労働省	オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての臨時的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた臨時的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に臨時的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同年内を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）としております。			
福島県会津若松市	14	AIや事務員による電子カルテの事前代行入力の容認	AIや事務員による電子カルテの事前代行入力の容認	【社会的効果】【経済的効果】 AIやクラウドによる問診や所見が事前にカルテ入力され、医師がそれを確認・承認する仕組みであれば、医師の病状把握およびカルテ入力の効率化が上がり、患者対応により時間をかけることができる。ひいては、患者の待ち時間の減少、医療経済の改善にもつながる。	診療録は医師の診察を基として基本的に医師が記載することが想定されているが、医師が最終的に確認し署名することを条件に、事務職員が医師の補助者として記載を代行することは可能とされている。しかし、現状では医師の診察中に代行入力するとその解釈が一般的であり、診察前にAIや事務員が整理した情報をカルテに下書きすることの可否は定まっていない。	・医師法第24条第1項 ・医政発第1228001号	AIや事務員による電子カルテの事前代行入力を可能とする。	厚生労働省	「診断書、診療録及び処方せんは、診察した医師が作成する書類であり、作成責任は医師が負うこととされているが、医師が最終的に確認し署名することを条件に、事務職員が医師の補助者として記載を代行することも可能」（平成19年12月28日医政発第1228001号厚生労働省医政局長通知）としていることとを条件に、診察前にAIや事務員が整理した情報をカルテに代行入力することは可能である。	・本提案は、AIが代行入力したカルテを医師が承認するタイミングがどこまで許容され、AIが入力し、医師未承認のカルテをもとに検査等行われた場合の対処の明確化を求めるものである。 ・診療録は医師が最終的に確認し署名することを条件に、診察前にAIや事務員が整理した情報をカルテに代行入力することは可能とされている。 ・AIが代行入力したカルテを医師が承認するタイミング・期間（AIが記載後24時間以内、記載が更新された都度、レセプト処理前、請求時まで）や、AI記載済み・医師未承認のカルテを基に検査や処置等が行われた場合の扱いについて明確化していただきたい。	・診療録については、医師法第24条において、「医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない」と規定されており、また、「人工知能（AI）を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について」（平成30年12月19日付け医政発1219第1号厚生労働省医政局医事課長）において、「人工知能（AI）を用いた診断・治療支援を行うプログラムを利用して診療を行う場合についても、診断、治療等を行う主体は医師であり、医師はその最終的な判断の責任を負うことをお示ししていること、AIを用いた診断・治療支援を行うプログラムを利用して診療を行う場合についても、医師がその最終的な判断を行い、医師やその指示を受けた看護師等が検査や処置等を行うことは、現行制度上も可能です。	

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
福島県会津若松市	15	生活習慣病における(オンライン/オフライン)集団診療の解禁	生活習慣病における(オンライン/オフライン)集団診療の解禁	【経済的効果】 集団療法は、現在薬物依存症の治療において保険で認められている。一方、生活習慣病においてもピアサポートが有用との報告がある。安全性や同意の面に十分配慮すれば、集団診療が治療効果や経済効率の面において有用な可能性がある。	「プライバシーが保たれるよう、患者が物理的に外部から隔離される空間においてオンライン診療が行われなければならない」と記載がある。	・オンライン診療の適切な実施に関する指針V-2-(2) ・医療法施行規則第1条	生活習慣病における(オンライン/オフライン)集団診療の解禁する。	厚生労働省	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(平成30年3月：令和元年7月一部改訂)2.(2)において、「患者の所在が医療提供施設であるが居宅等であるにかかわらず、第三者に患者に関する個人情報・医療情報が伝わることのないよう、患者のプライバシーに十分配慮された環境でオンライン診療が行われるべき」とされているところ、必ずしも患者単独での診療に限定しているものではなく、患者の同意や十分なプライバシーへの配慮を前提として、医師の判断で集団診療を行うことは可能である。ただし、オンライン診療においては、対面診療に比べ、患者に関する個人情報・医療情報が漏洩する危険性が高いことに留意が必要である。			
福島県会津若松市	16	一般医薬品の特定販売(インターネット販売)時の実店舗要件・発送要件の緩和	一般医薬品の実店舗と紐付かないインターネット販売や倉庫等からの発送	【社会的効果】【経済的効果】 医薬品の物流網を柔軟に構築でき、発送コストの削減や時間短縮につながる。	一般医薬品はネット販売が可能だが、実店舗と紐付いた販売とする必要がある。	・薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成25年12月13日公布) ・薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成25年法律第103号)	一般医薬品の実店舗と紐付かないインターネット販売や倉庫等からの発送を可能とする	厚生労働省	一般医薬品の販売にあたっては、保健衛生上支障が生じることがないよう、医薬品の専門的知識を有する専門家により、実地に管理された上で、販売される必要がある。ご提案の方法では医薬品の適切な管理や責任の所在が不明であることから、認めることは困難です。	厚生労働省	一般医薬品の販売にあたっては、保健衛生上支障が生じることがないよう、医薬品の専門的知識を有する専門家により、実地に管理された上で、販売される必要がある。ご提案の方法の詳細が不明であり、医薬品の適切な管理や責任の所在が不明であることから、認めることは困難です。	
福島県会津若松市	17	オンライン服薬指導と調剤等の機能に特化した、薬局実店舗を持たない調剤センターの設置・活用を許容	オンライン服薬指導と調剤等の機能に特化した、薬局実店舗や対面機能を持たない調剤センターの設置・活用を許容	【社会的効果】 電子処方箋(2022年運用開始予定)の仕組みと合わせ、受診・処方・薬の配達まで、自宅にいながら一気通貫の医療を受けられ、患者の利便性が向上する。24時間対応のオンライン服薬指導・調剤を行いやすく、従来救急受診していた病態の一部は、自宅からのオンライン対応で対処可能となる。	薬剤師がオンライン服薬指導を行う場所は、対面の機能を持つ通常の薬局であることが求められている。	・薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成25年法律第103号)	薬局実店舗を持たず、オンライン服薬指導と調剤等の機能に特化した(対面機能を持たない)調剤センターのような場所も許容する。	厚生労働省	ご提案内容について、服薬指導を行う場所と調剤業務を行う場所が一体かどうか不明瞭ですが、処方箋に基づく調剤や薬剤交付時の服薬指導等の行為については、処方箋を応用した薬局の薬剤師が責任を持つことが困難な事態が発生しないよう、当該薬局で服薬指導や調剤等を行うこととしています。また服薬指導は、必ずしも全ての場合でオンラインで実施可能とはならず、オンラインでの実施に支障が生じた際の緊急時の対応を含め、当該薬局で対面で服薬指導ができることを担保しておくことが患者の医療安全を確保する上で必要です。	厚生労働省	薬局実店舗については、医療において用いられることを前提としていることから、処方箋に基づく調剤の交付を原則としており、一定の条件下、オンライン診療及びオンライン服薬指導を行った上で、調剤した薬剤を配送等することは可能です。なお、薬剤師は服薬指導にあたって、オンラインでの実施の可否を判断していません。オンラインでの実施に支障が生じた際緊急時には服薬指導を実施している薬局で、対面による服薬指導ができるように担保しておくことが患者の医療安全を確保する上で必要です。その上で、薬局外にいる薬剤師からのオンライン服薬指導や対面機能を持たない調剤センターからの配送や薬局以外からのオンライン服薬指導を許容いただきたい。	
福島県会津若松市	18	対面診療を含む全ての診療形態での遠隔服薬指導の解禁	対面診療を含む全ての診療形態での遠隔服薬指導の解禁	【社会的効果】 通常の対面診療終了後も、薬局への移動や待ち時間の負担なく遠隔に必要な服薬指導を受けることができる。	現在は0410対応(2020年4月10日事務連絡)により対面診療での処方箋も遠隔服薬指導が可とされるが、時限的措置であり、2020年の改正薬機法で可とされるオンライン服薬指導はオンライン診療または在宅診療で発行された処方箋に限られる。	改正薬機法第9条の3第1項及び改正薬機法第15条の13第2項第1号から第3号(令和2年)	対面診療を含む全ての診療形態での遠隔服薬指導の解禁	厚生労働省	薬局におけるオンライン服薬指導については、規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえ、オンライン診療又は訪問診療を受診した場合に限定せず実施可能とする予定です。			
福島県会津若松市	19	地域ポイント・地域通貨とID決済・地域ウォレットの導入での利用普及	店舗の決済手数料負担を減らし、入金サイクルの即時化を実現する地域通貨を発行する。地域通貨によって利用者の行動に応じたインセンティブ付与や、地域での買い物、行政支払い、給付受給などに利用可能。 インセンティブとなる原資は、自治体や地域企業、団体などが地域貢献ファンドとして拠出し、地産地消、健康増進、環境保全など地域課題解決につなげる。	【社会的効果】 オプトインによる市民の購買行動データを活用し、生活に便利な様々なサービスが提供可能となる。地域通貨によって利用者の行動に応じたインセンティブ付与や、地域での買い物、行政支払い、給付受給などに利用可能。 【経済的効果】 店舗の決済手数料負担を減らし、入金サイクルの即時化が実現し、キャッシュレスの普及率が上がる。	地域通貨による決済行動データを市民のオプトイン前提に地域への還元利活用を目指している。一金融機関の取組ではなく、公民金が一体となって発行運営していく必要がある。また、現行では定められた供託金の義務があり、発行主体者を制限してしまい実施障壁が高い。さらに、発行金額、有効期限の制限があり、施策の自由度を低下させている。これらの規制が市民への生活支援を阻害している。	・資金決済法第7条、第10条第1項第1号、第14条、第37条、第40条第1項、第43条	デジタルを活用し地域独自の基準で発行主体となる団体の与信か、その信用を担保する他の企業あるいは、保険会社によって消費者保護を可能とする。地域通貨で各種給付金等が支給できるようにする。給付金が目的に沿った利用がされるようになる。	金融庁	ご提案頂いた「デジタルを活用し地域独自の基準で発行主体となる団体の与信か、その信用を担保する他の企業あるいは、保険会社によって消費者保護を可能とする。」「については、資金決済に関する法律第15条(及び資金決済法に関する法律施行令第8条第2項)において、前払式支払手段発行者が保証会社等と発行保証金保全契約を締結した場合、保全金額につき、発行保証金の供託をしないことができる旨が規定されており、既に措置されているものと考えます。 なお、「地域通貨で各種給付金等が支給できるようにする。給付金が目的に沿った利用がされるようになる。」「というご提案については、資金決済に関する法律で規制しているものではありません。	金融庁	・本提案は、株式会社ではなく、一般社団法人においてデジタル通貨が発行できないかというものである。発行保証金の供託の例外規定については理解したが、何れ一般社団法人ではデジタル通貨の発行はできない。 一般社団法人で行う理由は、民間側が主体となった地域運営を公益的に行う主体として一般社団法人の活用を考慮しており、スーパーシティの他分野の取組と一体となった地域運営の主体として期待されている。	
福島県会津若松市	20	金融連携サービス	「デジタルCFO事業」として、市民や地域企業向けにニーズに応じた適時貸付を行う。事業の営みの中で発生する様々なデータを信用データとして評価し、企業への資金ニーズに適切に応えることで地域事業者の経営安定化を図る。	【経済的効果】 企業の活動データを基にした信用評価の軸が加わることで、タイムリーに経営状況を捉えられた金融支援が可能となり、中小企業の経営安定化(資金繰り改善)を図ることができる。	従来型の貸付手法だけでは、中小企業を取りまく外部環境変化に適応したリアルタイムな貸付ニーズに答えられないと課題がある。また、企業に非財務情報=事業活動データが活用可能とする取組事業者の規制緩和が必要である。	・資金法第3条第1項 ・銀行法第52条第3第1項	地域事業者の営みの中で生成される様々なデータを地域独自の基準で管理、信用保証する仕組みを構築し、地域の金融機関と連携することで、中小企業へ適時貸付を可能とする。	金融庁	現状の記載では、緩和をご提案頂いている規制等が特定できないため、ご回答は困難です。今後、ご提案の趣旨・詳細が判明したところでご回答させていただきます。			
福島県会津若松市	21	各種行政手続きにおけるマイナンバーの利用	法定利用事務に関連した行政手続きでマイナンバー利用ができないが、オンライン・デジタルにおいて個人をユニークに識別可能なマイナンバーはオンライン行政手続きと非常に相性が良いため、マイナンバーが利用可能な事務の範囲を拡大していきたい。	【社会的効果】【経済的効果】 オンラインにおける行政手続きにおいて、マイナンバーを本人確認に利用可能になると、市民・市役所双方にとって効率の良い行政手続きが実現可能。市民も市役所まで移動・訪問するコストが削減され、生産性が向上する。	個人場号の利用範囲については、マイナンバー法第9条第1項から第3項及び別表第1において、個人番号利用事務及び個人番号関係事務の範囲は、社会保障、税及び災害対策分野にホワイトリスト方式で限定されており、多様な行政手続きにおける一部しかカバーされていない。銀行口座紐づけを可能とするマイナンバーの利用拡大を含めたデジタル改革関連5法案が衆議院を通過したところであるが、広く行政手続きにおける本人確認に利用されることが望ましい。	・マイナンバー法第9条(利用範囲)別表第1(第9条関係)	個人番号の利用範囲について、行政手続き全般における本人確認に利用できるようにする必要がある。	内閣府	マイナンバーの利用範囲については、幅広く利用できるようにすることが国民の利便性向上に資するとの御意見がある一方、プライバシー保護等の面から幅広く利用することを懸念する御意見もあったことから、まずは社会保障・税・災害の3分野に限定して制度を開始した経緯がある。こうした経緯を踏まえ、令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携について、デジタル政府の核心であるワンストップ(行政機関等から同じ情報を問われない)を実現し、国民の負担を減らす等の観点から、国民の理解の得られたものについて、検討・実施することとしている。このため、特区を設置し、一部の区域に限りマイナンバーの利用範囲を拡大することは困難である。	デジタル庁	マイナンバー法第9条第1項に規定する事務のほか、同条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要限度で個人番号を利用することができる」とされているところであり、当該規定の活用を検討いただきたい。	
福島県会津若松市	22	オンライン申請書の入力項目の柔軟化	デジタル手続法で、オンラインでの手続き申請や押印の省略は許可されているが、申請書記載項目のオンラインと紙との差分(変更や省略)について明示的に許可されていないため、オンライン申請に合わせた入力項目の最適化ができないため、デジタル化の恩恵が十分とならないことから、デジタル手続法においては独自の申請項目で手続きを可能とする。	【社会的効果】【経済的効果】 手続きが簡素化・迅速化し、住民サービスの利便性向上につながる。また、行政側の人手不足解消や、働き方改革の推進も期待される。	オンラインでの各種申請の規定について、デジタル手続法第6条2項に「前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなし(抄)上の記載がある。そのため、各申請における法令の規定により、オンライン申請の入力項目が、紙での申請と同一であることが求められているように見受けられる。 Hancockの省略等を含めたデジタル改革関連5法案が衆議院を通過したところであるが、 Hancockのみならず、オンラインでは徴収項目自体が異なることを明示的に許容することが望ましい。	・デジタル手続法第6条(電子情報処理組織による申請等)	オンラインでの各種申請について、入力項目の最適化を明示的に許可する規定を追加する必要がある。	内閣府	デジタル手続法第6条は、法令の規定により書面等により行うことが義務付けられている申請等について、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めることによりオンラインによる手続きを可能とする旨を規定している。すなわち、オンライン化による申請等の具体的な方法は主務省令に委ねられており、オンラインによる入力項目を制限するものではないことから、御提案については主務省令において対応可能である。 なお、各申請等の行政手続の所管省庁においては、デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)等に基づき、デジタル化の効果を最大限に発揮できるように立ち返った業務改革(BPR)に取り組むこととしている。	デジタル庁	・以下の観点を確認させていただきたい。 デジタル手続法第6条第1項においては、「その(申請等の)方法が規定されているものについては、(抄)主務省令で定めるところにより、(抄)行うことができる」と記載されているが、本項で示すことは、オンラインによる申請等が可能であることに加え、オンラインによる申請の際の入力項目、入力フォームの種類、タッチポイントの場所その他の申請にかかる一切の方法を主務省令で定めることが可能という主旨が含まれているという認識で良いか。	

提案主体名	提案番号	① 提案名	② 具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
福島県会津若松市	23	インターネット投票等の実現	現状では投票用紙への自署を原則とし、投票所における電子投票までは可能となっているが、マイナンバーカードを活用した厳密な本人確認性を担保した上で、インターネットを通じた電子投票（インターネット投票）についても可能とすることで、デジタル民主主義を実現する。	【社会的効果】 開票の迅速化、集計の正確化。 場所に縛られることなく、投票が可能となり、若年層の投票率の向上が期待できる。 【経済的効果】 投票所・開票所の開設・運営に係る経費の削減。	公職選挙法の第37条から第39条、第42条及び第44条から第46条において、投票管理者の管理下で、選挙管理委員会の指定する投票所において、投票立会人の立会のもと、投票用紙に候補者一名の氏名を自署して投票することとなっている。 自署に関しては、電子投票法の第3条及び第4条において、電磁的記録式投票機による投票が可能とされているが、投票所における投票が基本となっており、インターネット投票が前提となった規定には至っていない。	・公職選挙法第37条（投票管理者） 第38条（投票立会人） 第39条（投票所） 第42条（選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票） 第44条（投票所における投票） 第45条（投票用紙の交付及び様式） 第46条（投票の記載事項及び投函） ・電子投票法第3条（電磁的記録式投票機による投票） 第4条（電磁的記録式投票機の具備すべき条件等）	・インターネット上に「投票所」の概念の設定 ・インターネット上の選挙人名簿対照の手続きの設定 ・「インターネット投票所」における「投票管理者」及び「投票立会人」の概念の設定または、インターネット投票における特例措置 ・投票者がインターネット投票する手続き上において「投票立会人」「投票管理者」が介入することができる措置	総務省	インターネット投票については、投票管理者や立会人が不在となる投票を、国内において特段の要件なしに認めることは、セキュリティ対策など選挙の公正確保等の観点から課題があると考えている。 また、新たな投票方法を導入することは、選挙制度の根幹にも関わる要素があることから、国会における議論なども踏まえる必要があると考えている。	・投票という民主主義の根幹に係る事項において最も大切なものは、『有権者がそのプロセスを理解し、結果に納得することが可能な方法で実施すること』であるとされており、直ちにインターネット投票を実現することは困難との認識は持っている一方で、インターネット投票という選択肢を増やすことが、本市の掲げる「逆デジタルデバイドの解消」にもつながると考えている。 ・ついでには、まずは選挙以外の市民とのコミュニケーションをよりデジタル化し、市民にデジタルに慣れさせてもらいつつ、スーパーシティに選定された際には、数年後から希望する者はインターネット投票を可能とするなど、徐々にインターネット投票を実現していきたい。	総務省	ご提案のインターネット投票については、現行制度上、一定の障害者等を対象とした郵便等投票など、極めて限定的にしか認められていない投票管理者等が不在の投票を、国内の選挙において何らの要件なしに認めるものであるなど選挙の公正確保等の観点から課題があり、選挙制度の根幹に関わる問題であるため、各党各会派における議論が必要であり、特区として実験的に行うべきではないと考える。 なお、総務省としては、まずは在外選挙におけるインターネット投票の導入について、国会における議論なども踏まえて検討してまいります。
福島県会津若松市	24	災害から命を救うデジタル防災サービス（マイ・ハザード）	有事の際の位置情報利用に関する事前オプトインにより、パーソナライズされた総合防災サービスを提供。家族情報・日頃の行動情報（通勤ルート等）との連携を図り、高齢者、小学生の見守り機能、避難行動要支援者の安否確認など、各市民の活動状況に即した防災・避難情報の提供を実現。（事前オプトイン範囲に基づき、複数地域間での防災・医療・介護情報の連携を図る）	【社会的効果】【経済的効果】 住民以外の旅行者等が被災した場合や市民が他地域への旅行中に被災した場合にも、病歴や服薬、健康面など配慮が必要な要配慮者であることなど、位置情報と併せて個人の事前オプトイン範囲に基づき、防災・医療・介護情報を連携することで、今いる場所からその時取るべき最適な避難行動を、全ての滞在者に対して支援可能となる。以上ことから自治体における被災者台帳の整備対応や避難行動要支援者各簿の地域間連携にかかり行政コストの増大抑制及び削減効果が見込める。	マイナンバー法に以下の記載がある。 第9条2項 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報等を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。と記載があるが、有事の際の位置情報個人番号に紐づく防災・医療・介護情報の地域間連携まで規制緩和が必要。	・マイナンバー法第9条2項	事前オプトインに基づき、有事の際の位置情報と個人番号、病歴や服薬、健康面など配慮が必要な要配慮者であることなど、本人同意の範囲内で防災・医療・介護情報の地域間連携を可能とする。	内閣府	個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認め一方、特定個人情報の場合は、本人であってもマイナンバー法19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されている。 これは、「個人番号は、恣意性、唯一無二性、視認性を有し、「民－民－官」で流通するものであるため、より厳格に第三者提供を制限しなければ、不正なデータマッチングが行われる蓋然性が高い」とからとされる。 マイナンバー法第19条第16号は、こうした考え方に基づき、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意を得ることにより、個人番号の提供を受けること」が困難であるときについて、特定個人情報の第三者提供を認める旨が規定されており、有事の際の特定個人情報の第三者提供を、事前のオプトインに基づき認めることは困難である。	・本提案は、事前オプトインに基づき、有事の際の位置情報と個人番号（マイナンバー）、病歴や服薬、健康面など配慮が必要な要配慮者であることなど、本人同意の範囲内で防災・医療・介護情報の地域間連携を可能にできないかというものである。 ・住民以外の旅行者等が被災した場合や市民が他地域への旅行中に被災した場合にも、病歴や服薬、健康面など配慮が必要な要配慮者であることなど、本人同意の範囲内で防災・医療・介護情報の地域間連携を可能にする必要がある。とされている。 また、同法第19条第16号は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意を得ることにより、個人番号の提供を受けること」が困難であるときについて特定個人情報の提供を認める旨が規定されている。 ご提案の実現に当たっては、これらの規定の活用を検討してまいります。	デジタル庁	マイナンバー法第9条2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報等を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされている。 また、同法第19条第16号は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意を得ることにより、個人番号の提供を受けること」が困難であるときについて特定個人情報の提供を認める旨が規定されている。 ご提案の実現に当たっては、これらの規定の活用を検討してまいります。
福島県会津若松市	25	許可された道路上のスペースでの乗捨・出発可能なワンウェイ式のレンタカー型カーシェアリング	許可された道路上のスペースをカーシェア車両の配置事務所として中に配備し、当該道路上のスペースを含む乗降スポット間で乗り捨て可能なカーシェアリング	・車を持たない市民、出張者、観光客の移動の利便性向上 ・道路上にカーシェアステーションを設置および看板を設置するには、道路管理者や所轄警察署長等への確認・許可が必要 ・また、道路の占有許可について、道路法第33条第1項の許可基準を満たさず、許可取得ができない可能性がある	・自動車保有者は、当該自動車の保管場所を道路以外の場所に確保しなければならない ・ワンウェイ型カーシェアリングでは道路外の駐車場を貸渡自動車（配置事務所）として設置することができ、道路上のスペースを「配置事務所」として設置できない。また同様に、道路上のスペースを道路運送車両法に規定される使用の本拠の位置とする ・道路法第33条第1項（道路の占有許可） ○路上ステーションの設置 道路法第44条（停車及び駐車を禁止する場所） 第45条（駐車を禁止する場所） ○路上ステーションの看板設置 道路法第32条第1項第7号（道路の占有許可） 道路法第37条第1項第2号（道路の使用の許可） ○道路占有許可の要件 道路法第33条第1項（道路の占有許可基準）	○自動車（配置事務所）の確保に関する法律第3条（保管場所の確保） 道路法第33条第1項（道路の占有許可） 道路法第37条第1項第2号（道路の使用の許可） ○道路占有許可の要件 道路法第33条第1項（道路の占有許可基準）	・自動車（配置事務所）の確保に関する法律第3条について、道路上のスペースを「保管場所」とすることを可能とする ・左記通達に道路上のスペースを「配置事務所」とする措置を講ずる。また同通達に当該「配置事務所」とした道路上のスペースを「使用の本拠の位置」とすることを可能とする措置を講ずる ・道路法第33条第1項に基づく規制の適用外とする特例措置、もしくは特例設置が必要な場合でも、柔軟な運用を認める旨の通知等を発出。（当該事業が、国家戦略特区法第17条に規定される特例設置の要件に該当する場合は、当該特例措置を活用。） ・合わせて、左記の確認および許可について、手続きを一元的に受け、支援するワンストップセンターを創設するとともに、柔軟な運用を行う旨の通知等を発する	警察庁	道路上のカーシェアリングステーションについては、その設置条件、構造等を勘案し、当該場所における駐車が道路交通の安全と円滑に支障を生じさせおそれがないと認められる場合には、当該場所は、道路交差点上の上の道路に当たる場所であっても、自動車の保管場所の確保に関する法律第11条の規定により保管場所とすることが禁じられる「道路上の場所」には該当しないと考えられます。なお、道路法第19条第16号は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意を得ることにより、個人番号の提供を受けること」が困難であるときについて、特定個人情報の第三者提供を認める旨が規定されており、有事の際の特定個人情報の第三者提供を、事前のオプトインに基づき認めることは困難である。	・本提案は、道路上の場所に該当しないような工作（路側帯を工事した上で仕切りを設置するような工作）によることなく、のぼりの設置やシールの貼り付けといった簡易的な自印の設置のみの措置により、あくまで道路上のスペースをステーションとして活用することにより、道路の占有許可を申請することなく、道路法第33条第1項の許可基準を満たさず、許可取得ができないかというものである。 ・なお、道路上のスペースをステーションにすることが規制緩和により可能となったとしても、安全性や周辺環境との調和のために道路管理者との協議・調整は必要となるものと認識している。	警察庁	道路上のカーシェアリングステーションの設置に当たり、その設置条件、構造等を勘案し、当該場所における駐車が道路交通の安全と円滑に支障を生じさせおそれがないと認められる場合には、当該場所は、道路交差点上の上の道路に当たる場所であっても、自動車の保管場所の確保に関する法律第11条の規定により保管場所とすることが禁じられる「道路上の場所」には該当しないと考えられます。なお、道路法第19条第16号は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意を得ることにより、個人番号の提供を受けること」が困難であるときについて特定個人情報の提供を認める旨が規定されている。 ご提案の実現に当たっては、これらの規定の活用を検討してまいります。
福島県会津若松市	26	貸渡登録のないモビリティのシェアリング	貸渡登録のない自家用自動車について、当該車両の利用を希望する第三者に貸し出すことができるシェアリングサービス	域内の移動手段の多様化による生産性向上	自家用自動車を業として有償で貸渡してはならない。 一方、自家用自動車の保有者と他利用者との間で「共同使用契約」を締結し、当事者が共同で使用する形態について道路運送法を要しないとの解釈もなされているが、当事者全員が共同使用契約を締結することが前提となっていることに加え、他利用者が自家用自動車の保有者に支払う共同使用料は自家用自動車の車両の維持に必要とされる実費を基礎に按分された額とされており、それ以上の共同使用料は受け取ることができない	・道路運送法第80条	以下の安全性を担保する措置が講じられた場合について、当該自家用自動車を、共同使用契約を締結せず、また当該自家用自動車の保有者が受領する金額の上限なく、有償で第三者に貸し出すことができるものとする ① 貸渡車両として登録された自家用自動車は、法定点検等を期日までに適切に実施したものに限りその登録を維持する ② 貸渡車両として登録された自家用自動車は、機器を搭載する等の方法で走行距離や時間毎の利用履歴を確認できる。 ③ 自家用自動車の保有者と他利用者でマッチングさせるシステムの運営事業者が他利用者の本人確認を適切に実施する	国土交通省	事業として有償での車両貸渡を行う場合は、一般の自家用自動車よりも多頻度で使用されること等から、利用者の安全確保を図るため、適切に安全コストを負担し、車両の管理・整備等を行うことのできる事業者が許可を与えて、事業を運営させることとしている。また、有償貸渡業で使用される自動車については、無許可営業の抑止の観点から、利用者や関係機関による識別を容易にすること、通常の自家用自動車とは異なる区分の自動車登録番号標を用いることについては、事業許可は不要だが、使用料の設定方法等について、有償での車両貸渡と実質的に変わりが無い場合はレンタカー事業許可が必要となる。 提案内容については明確化を要するが、内容から推察するに、特定の車両については、複数利用者が貸渡の対価を得て、多頻度で使用される事業であると認められるところ、不適切な車両管理等により、利用の安全確保に支障をきたす可能性があるため、レンタカー事業の許可を得て事業を実施する必要がある。	・レンタカー事業者等が車両管理者となって、車両を定期的に点検（タイヤの空気圧、ブレーキ、ライトが作動するか等の点検）、ナンバープレートへ業者のシールを貼る等の措置を行い、通常の車両との違いを明確にすることにより特例の措置を講じて頂きたい。（レンタカー事業者が市役所から車両の委託を受け貸し出す形） ・共同利用では指簿の通り、車両の安全性を担保できない可能性があることから、有益な取り組みであると認められること、シェアリングを行うことで車両保有コストの削減や二酸化炭素排出量の削減に繋がるものとする。 ・なお、事業内容としては、補足車両のような事業展開を考えている。	国土交通省	この点、どのような安全施設等を設置すれば、道路交通に支障が生じおそれないと認められるかについてにつきましては、周辺の道路の構造及び交通状況等を踏まえた総合的な判断になると考えられますので、設置場所の道路状況等を示しつつ、個別にご相談ください。
福島県会津若松市	27	カーシェアを切り口とした公共資産の流動化	貸渡登録されていない域内の公用車をシェアリング対象として活用する	域内アセットの有効活用による生産性向上	道路運送法上、貸渡登録のない車両を業として第三者に貸し出すことは不可能	・道路運送法第80条	道路運送法の一部改正し、貸渡登録されていない公用車のシェアリングサービスを可能とする	国土交通省	事業として有償での車両貸渡を行う場合は、一般の自家用自動車よりも多頻度で使用されること等から、利用者の安全確保を図るため、適切に安全コストを負担し、車両の管理・整備等を行うことのできる事業者が許可を与えて、事業を運営させることとしている。また、有償貸渡業で使用される自動車については、無許可営業の抑止の観点から、利用者や関係機関による識別を容易にすること、通常の自家用自動車とは異なる区分の自動車登録番号標を用いることについては、事業許可は不要だが、使用料の設定方法等について、有償での車両貸渡と実質的に変わりが無い場合はレンタカー事業許可が必要となる。 提案内容については明確化を要するが、内容から推察するに、特定の車両については、複数利用者が貸渡の対価を得て、多頻度で使用される事業であると認められるところ、不適切な車両管理等により、利用の安全確保に支障をきたす可能性があるため、レンタカー事業の許可を得て事業を実施する必要がある。	・レンタカー事業者等が車両管理者となって、車両を定期的に点検（タイヤの空気圧、ブレーキ、ライトが作動するか等の点検）、ナンバープレートへ業者のシールを貼る等の措置を行い、通常の車両との違いを明確にすることにより特例の措置を講じて頂きたい。（レンタカー事業者が市役所から車両の委託を受け貸し出す形） ・共同利用では指簿の通り、車両の安全性を担保できない可能性があることから、有益な取り組みであると認められること、シェアリングを行うことで車両保有コストの削減や二酸化炭素排出量の削減に繋がるものとする。 ・なお、事業内容としては、補足車両のような事業展開を考えている。	国土交通省	ご提案の事業は、自家用車の所有者である地方公共団体・民間事業者等が複数の利用者から貸渡の対価を得て、特定の車両を多頻度で使用される事業と推察されること、たとえレンタカー事業者が定期点検を行う等の措置を行う場合であっても、車両所有者が許可なく上記事業を行う場合には、定期点検等の措置が適切に行われていない場合であっても行政処分等の是正措置を行うことができず、レンタカー利用者の保護を法的に担保することができないこととなる。したがって、上記事業を行うにあたっては車両所有者にレンタカー事業の許可を得て実施させる必要がある。 なお、車両保有コストの削減や二酸化炭素排出量の削減の観点からは、ご認識のとおり、現行制度においても共同利用の形態を活用することが可能である。

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済・社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
福島県会津若松市	28	多様なニーズに基づく有償運送・貨物代行等支援	第三者の依頼を受け貨物代行し、送り届ける相互扶助サービスの実現	物流担い手の増加による地域の連帯の実現	道路運送法上、自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない	・道路運送法第78条	有償貸渡自動車を利用し、有償で貨物を運送することを可能とする措置を講ずる	国土交通省	貨物自動車運送事業法では、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から、運送事業者が ・貨物運送に適した車両の確保 ・貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置 ・貨物運送に適用される損害保険への加入 など、貨物自動車運送事業に適した体制の整備を許可の大前提としているところ。 このような前提から、同法の許可等を持たない地域住民等による有償での貨物運送は、運転手の労務管理、事故発生状況、個人情報や貨物の保護等に重大な懸念があるため、対応することは困難である。	・輸送車両の安全性を担保するため、対応車両はレンタカー、カーシェア等の適正なメンテナンスを実施した車両を活用することを条件として規制の特別措置を講じていただきたい。	国土交通省	貨物自動車運送事業法では、輸送の安全性確保のため、貨物運送に適した車両の確保のほか、 ・法令遵守に関して従業員に対する指導及び監督を行う運行管理者の設置 ・車両の点検及び整備管理に係る適正な体制の確保 等も求めている。また、適正な約款の整備や十分な損害賠償能力の確保などの荷主保護に係る取組も必要不可欠である。 自家用車は、事業用トラックと比較して1千万km走行当たりの事故発生件数が2倍であるなど、輸送の安全性の確保等に懸念があるため、1次回答とおり、貨物自動車運送事業法許可等をもたない地域住民による有償での貨物運送を認めることは困難である。
福島県会津若松市	29	多様なパーソナル・マイクロモビリティ等の公道走行	超小型モビリティなど多様なパーソナル・モビリティの公道走行による、物流を実現	移動手段の多様化によるエンパワーメント	道路運送車両の保安基準上、超小型モビリティ(電動キックボードを除く)の公道走行は不可能	・道路運送車両の保安基準第61-64条	道路運送車両の保安基準の一部改正により、超小型モビリティの公道走行を可能とする	国土交通省	道路運送車両の保安基準において、既に超小型モビリティは認定制度や型式指定制度を整備済みで公道での走行可能となっている。			
福島県会津若松市	30	低速自律走行ロボットによるラストマイル配送	自律走行ロボットの公道走行による、物流を実現	物流の省人化による生産性向上	道路交通法の車両定義に自律走行ロボットは含まれておらず、公道の通行方法が規定されていないため、公道走行は不可能 また道路運送車両の保安基準上、自律走行ロボットの公道走行は不可能	・道路運送車両の保安基準第61-64条	道路運送車両の保安基準の一部改正により、低速自律走行ロボットによる物資の輸送を可能とする	警察庁 国土交通省	低速・小型の自動配送ロボットについては、関係省庁と連携し、制度整備に係る検討を行っているところです。 なお、現行法下でも、道路使用許可を受けると等によって、公道走行が可能です。 自律走行するロボットを運用する計画がありましたら、具体的な内容を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。 内閣官房成長戦略事務局を中心に関係省庁と連携し、遠隔で多数台の低速・小型の自動配送ロボットを用いたサービスが可能となるよう制度を検討しており、令和3年6月18日に閣議決定された成長戦略実行計画に示されている通り、低速・小型の自動配送ロボットについて、道路運送車両に該当しないこととする予定である。			
福島県会津若松市	31	自律・自動飛行機能を備えたドローンによる輸送、及び防犯、防災、警備利用	衛星データ等を活用しながら、ドローンによる物資の輸送、警備、異常検知等を可能とする	物流、警備等の省人化による生産性向上	航空法上、目視によらないドローンの操縦は不可能	・航空法第132条の2第6号	航空法の一部改正により、人の操作によらずに、ドローンによる物資の輸送、警備、異常検知等を可能とする	国土交通省	【航空法について】 現行においても、目視外飛行については、申請していただくことで飛行が可能ですが、目視外飛行の場合における飛行形態について制限は設けておりません。	・目視外飛行が可能なのは無人地帯という認識であり、有人地帯での飛行を可能にするルールへの変更を確認させて頂きたい。	国土交通省	レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性等を求めることが重要と認識しており、今後の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に詳細な基準等を検討した上で施行されます。
福島県会津若松市	32	特定目的に限定した期間/エリアを柔軟に変更する企画券の販売	運行期間/エリアを柔軟に変更可能な企画券の販売を可能とする	運行期間/エリアの最適化による公共交通の収益性向上	道路運送法上、運行期間/エリアルート設定設定が不可能	・道路運送法第9条、第14条	道路運送法の一部改正し、運行期間/エリア設定を可能とする	国土交通省	規制改革事項について明確化を要するが、現行制度においても運行期間や区間を設定した独自の企画券(割引乗車券)を販売することは可能である。			
福島県会津若松市	33	モードを超えたサブスク運賃の事前確定	多様な公共交通機関の運賃を兼ね、サブスク化	運賃の最適化による公共交通の収益性向上	道路運送法上、モードを超えたサブスク運賃の設定が不可能	・道路運送法第9条	道路運送法の一部改正し、モードを超えたサブスク運賃の設定を可能とする	国土交通省	規制改革事項について明確化を要する。			
福島県会津若松市	34	自由に乗降可能なバスルートの設定	バスルートの自由な設定および自由な場所での乗降を可能とする	乗降場所/ルート設定の最適化による公共交通の収益性向上	道路運送法上、乗降場所/ルート設定	・道路運送法第14条	道路運送法の一部改正し、乗降場所/ルート設定を可能とする	国土交通省	規制改革事項について明確化を要するが、自由な運行ルート等の設定については、現行制度でも地域公共交通会議を活用して区域運行として実施することが可能である。			
福島県会津若松市	35	運賃のダイナミックプライシング化	時間帯の混雑状況、繁忙/閑散期に柔軟に対応可能な運賃設定を可能とする	運賃の最適化による公共交通の収益性向上	道路運送法上、柔軟な運賃の価格設定が不可能	・道路運送法第9条	道路運送法の一部改正し、公共交通の運賃の柔軟な価格設定を可能とする	国土交通省	規制改革事項について明確化を要するが、混雑状況、繁忙/閑散期に柔軟に対応可能な運賃設定は、いわゆるダイナミックプライシング制度ではなくとも、現行制度でも地域公共交通会議を活用して実施することが可能である。			
福島県会津若松市	36	移動手段/電源/避難所の複合確保	モビリティを指定避難所として位置づけ、分散避難を可能とする	分散避難の実現による災害時の安全な避難の実現	災害対策基本法上、車両は、指定避難所として認められていない	・災害対策基本法第49条の4 ・災害対策基本法第49条の7 ・災害対策基本法施行令第20条の6	災害対策基本法の一部改正し、モビリティによる指定避難所に位置づけ、分散避難を可能とする	内閣府	○指定避難所については、住所等を公示することとしており、また市町村には、食料、水等の供与やトイレや寝床の確保など、生活環境の確保等が必要となるため、モビリティを指定避難所として位置付けることは困難である。 ○なお、内閣府としては、災害時には指定避難所を含め、必要な避難所を確保するよう地方公共団体を促しているところ。トレーラーハウスやムビングハウス、キャンピングカー等を指定避難所として活用することは可能であり、災害救助法が適用された場合には、国庫負担の対象としている。 ○また、内閣府として、発災時には安全な親戚、知人宅等へ避難することについては、効果的な方法と考えられる。	・本提案は、災害時等に限り、自家用自動車を指定避難所として活用できないかというものである。 ・トレーラーハウスやムビングハウス、キャンピングカー等の用意には限界があり、キャビンが避難者数満たしきれない可能性が高い。避難者の新たな受け入れ先として自家用車を活用していきたい。 ・特に、コロナ禍において避難所の密回避のために分散避難が求められており、自家用自動車の保有台数が1世帯につき1.7台となっている本市においては、効果的な方法と考えられる。 ・食料提供やトイレ等の生活環境の確保については、これらの環境が整うグラウンドや駐車場とすることで確保できるものとする。	内閣府	○指定避難所は、災害前にあらかじめ避難に適する施設を指定し、公示することにより、不特定の方々が発災時に避難できるようにしておく施設である。このため、住所等の公示に加え、食料、水等の供与やトイレ、寝床等を確保することを要件としている。 ○ご指摘の提案は、自家用車を活用して災害時に避難することとし、併せて車両にIDを割り振ることで、避難者の所在を見える化し、物資の配給等を行うものであり、避難の一つの方法としてあり得ることを認識するが、指定避難所として指定せずとも、こうした避難方法を行うことは可能である。 ○なお、豪雨時は車での移動は危険であるが、やむを得ず車中泊をする場合は、エコノミークラス症候群防止の周知などの配慮が必要と考えられる。
福島県会津若松市	37	特定目的に限定した移動給油車等による燃料最適配分	多様な燃料等の移動販売を可能とする	ガソリンスタンド空白地域における燃料購入が可能となる災害時に、地域のエネルギーの最適配分に活用	消防法上、多様な燃料の移動式給油機による給油は不可能	・消防法第10条 ・危険物の規制に関する施行令第17条	消防法の一部改正し、モビリティを活用した移動式給油機による給油を可能とする	総務省	ガソリンは火災危険が非常に高く、取り扱う場合には必要な安全対策をとる必要がある。 過疎地や被災地においては、一定の安全対策を講じた上で、移動タンク貯蔵所と可搬式等の給油設備を接続し、自動車への給油等を行うことが可能である。 〔「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成30年12月18日付け消防第226号)及び「過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等の運用について」(令和3年3月30日付け消防第51号)参照〕	・本提案は、過疎地や被災地に向けて、移動タンク貯蔵所と可搬式等の給油設備を接続した給油ではなく、十分な安全対策を条件としたうえで、米国等で既にサービス提供がされている移動給油車による車両ごとの巡回給油が実現できないかというものである。 ・本サービスの提供は、提案番号：36での避難所での自家用自動車をイメージしており、長期的な避難によりエアコン等を使用した場合に給油することで、避難の安定性が確保できるものとする。 ・また、SS空白地域の緊急車両や消防車両にも対応することで、給油のための対応空白時間の解消に繋げることができるものとする。	総務省	ご提案の、避難所等で、移動タンク貯蔵所から可搬式等の給油設備を接続せずに行う各車両への給油についても、可搬式等の給油設備を接続して行う場合と同様、十分な安全対策(例：静電気除去対策、車両衝突防止措置、危険物流出防止対策等)を講じた上で、所轄消防に消防法第10条に基づき仮取扱いの承認を得ることで可能である。



提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
福島県会津若松市	43	自己託送要件の緩和 発電設備出力比率分の自己託送	発電側および需要側の設備の所有比率(出資比率)に応じた自己託送制度の適用	【経済的効果】 設備の所有比率(出資比率)に応じて自己託送制度を利用することで、出資者は電力供給のメリットを十分に受けられる。	政府が許容している自己託送の範囲(「密接な関係」を有する者の範囲)が、現状、自家発電者のグループ会社(支配関係あり)に限定されており、支配権を想定していない、発電所設備への自家発利用目的の出資者が出資比率に応じた発電容量を、自己託送により自己利用することが困難。	・電気事業法第2条第1項第5号 ・電気事業法施行規則第2条 ・電気事業法施行規則第3条第1項 ・資源エネルギー庁「自己託送に係る指針」	出資比率に応じて、電気の配分を行う。 例えば、70%出資者は70%引き取り、30%出資者は30%引き取れることを可能とする。	経済産業省	第36回電力・ガス基本政策小委員会において、FIT/FIP制度に依存しない脱炭素電源の導入促進に向けた環境整備を検討しました。 需要家が再生電力を直接調達する、オフサイト型PPAによる自己託送(他社融通)スキームについては、令和3年1月18日に電気事業法施行規則が改正され、組合の定款等により電気料金の決定方法が明らかになっているなど、需要家の利益を阻害するおそれがないと認められる組合型の電気の取引であること、FIT/FIP制度の適用を受けない新設の脱炭素電源による電気の取引であること、といった要件を満たした場合に、自己託送による供給形態が認められることとなりました。  (参考：電力・ガス基本政策小委員会 再生導入拡大に向けた事業環境整備について P4) <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/036_06_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/036_06_00.pdf</a>			
福島県会津若松市	44	一般ごみのリサイクル促進および焼却ごみの削減	中間処理業者による民間中間処分場(リサイクル施設)の設置を促進し、新規参入を促進させ、焼却ごみ以外のリサイクルのルートを増やす取組	【社会的効果】 中間処理業者が民間中間処分場の設置や新規参入を促進させる。リサイクルの細分化を行うことで、新たなごみリサイクルの仕組みが生まれる。 【経済的効果】 小規模自治体への民間中間処分場の投資が促進される。	現状、民間の中間処分場を設置する場合には、市町村毎の施設規模が決まっており(処分規制)、小規模な市町村では中間処分場の設置が進まず、リサイクルせずに焼却されることになる。加えて、市町村を跨いだ中間処分場は、市町村間の協定が必要となり、運搬規制や処分規制にそれぞれ許可が必要となっていることから、広域でのリサイクルが進みづらい。	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項	一般ごみの民間中間処分場の設置許可や、運搬および処分に関する許可について、市町村単位ではなく、市町村を跨いだ広域での許可を実現する。	環境省	「市町村毎の施設規模が決まっており(処分規制)」との記載の意味するところが必ずしも明らかではないが、市町村を跨いだ処理において、必ずしも一般廃棄物の収集・運搬及び処分業の許可を必要とするのではなく、廃棄物処理法第7条第1項及び第6項に定める一般廃棄物の収集・運搬及び処分業の許可について、同法施行規則第2条第1号及び第2条の3第1号に定めるとおり、市町村の委託を受けて業を行う場合には、許可を要しない。なお、市町村を跨ぐ収集・運搬及び処分について、関係市町村間の協定は廃棄物処理法令上必須ではないが、市町村は区域内の一般廃棄物の統括的な処理責任を有しており、同法第6条第1項の規定に基づき策定した一般廃棄物処理計画により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保する必要があること、同法第6条第3項に定めるとおり、関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めることで、各関係市町村が定めている一般廃棄物処理計画に齟齬が生じ、当該市町村の区域内における一般廃棄物の適正な処理に支障を来さないようにする必要がある。	一般廃棄物は、市町村の直営又は委託並びに許可事業者により収集・運搬が可能であるが、提案の趣旨は民間主導でのごみ削減とリサイクル推進であり、市町村の委託によるケースとは想定が異なる。具体的には、ごみを利用した民間発電所を想定しており、地方都市の事業所から一定の規模と品質の生ごみ等のごみ資源を継続的に収集したところ、地代の変遷を近隣市町村に発電所を設置した際のリースを両立させたい。この際、小型家電リサイクル法のように国が広域に認可する仕組みを本市参加の一部事務組合構成市町村に適用可能となるように規制緩和(新法の適用)を頂か、原料のごみを専ら物に加えることにより、民間主導による取組が実現可能。	環境省	市町村(一部事務組合を含む、以下同じ。)は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じない限り一般廃棄物処理基準に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有しており、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。かかる市町村の処理責任の趣旨に鑑み、委託又は許可等の手法により、各地方公共団体において適切に判断されたい。なお、一般廃棄物処理施設の設置許可権者は、都道府県知事又は政令市長である。
福島県会津若松市	45	教育目的における著作物共有の自由化	地域・民間企業によるプロジェクト型授業や、会津大学との連携による実践的な先端技術教育、他地域児童生徒との遠隔コミュニケーション授業等、社会的スキルを身に付ける教育をオンライン授業含めて実施	【社会的効果】 教員等教育を担任する者が製作した遠隔教育用デジタル教材や子どもが作成した著作物の学校間共有による社会的スキル教育の広域展開ができる。 【経済的効果】 学校ごとに教員等がデジタル教材を作成した場合の教員の負担削減ができる。	地域・民間企業による授業等社会に開かれた教育を普及するためには、教員等教育を担任する者が製作したデジタル教材についても、授業目的の公衆送信補償金制度の対象として、権利者許諾不要とすべきだが、現行法令上対象になっていない。 ※教材を製作した教員以外は教材の使用不可	・著作権法第35条	著作権法第35条 教員等教育を担任する者が製作した遠隔教育用教材についても、他の教員等が使用できるように、授業目的の公衆送信補償金制度の権利者許諾不要の対象とする。	文部科学省	著作権法上、他人の著作物を利用するには原則著作権者の許諾を得る必要がありますが、著作権法第35条では、学校等の教育機関における教育の公共性と著作物利用の実態を踏まえた必要性に鑑み、特別に著作権者の権利を制限することで、非営利の教育機関における授業の過程で行う著作物の複製や公衆送信を無許諾で可能としています。 その際、著作権者の経済的利益と衝突しないために、必要と認められる限度において、教育を担任する者と授業を受ける者による複製や公衆送信のみに対し本条の適用が認められるとされており、教員間の送信はこれに当たらないため同条の適用外となっています。また、同条が適用される場合においても著作権者の利益を不当に害しないよう著作物の送信先を限定する等、著作物の市場への影響に配慮する必要があります。 同条が適用されない場合であっても、著作権者の許諾を得ることにより、他人の著作物を利用できます。なお、許諾が必要な場合でも、著作物の分野毎の著作権等管理事業者が著作権の集中管理を進め、包括ライセンスの準備をし、できる限り円滑に著作物の利用ができるような取組が行われています。 また、教員間の資料の送付については、授業目的の公衆送信補償金の管理を担う文化庁の指定管理団体「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」において、一元的に権利処理を行えるライセンス制度が検討されています。	本提案は社会に開かれた教育を普及するため、教員または民間企業社員や地域住民等、教育を担任する者が製作したデジタル教材も、授業目的の公衆送信補償金制度の対象として、教員等間での送信や利活用に関し、権利者許諾不要と出来ないかというものである。 ・具体的にはこのデジタル教材を活用し、製作に携わった以外の教員等が会津若松市内の他小中学校で、例えばディスカッション型授業によるコミュニケーションの育成等での活用を想定 ・改正著作権法第35条運用指針の授業目的の公衆送信補償金制度に関する参考資料P38の①初等中等教育を対象とした許諾の対象となる利用(ア)の早期の実現を希望する	文部科学省	著作権法第35条では、学校等の教育機関における教育の公共性と著作物利用の実態を踏まえた必要性に鑑み、特別に著作権者の権利を制限することで、非営利の教育機関における授業の過程で行う著作物の複製や公衆送信を無許諾で可能としています。その上で、著作権者の経済的利益と衝突しないために、必要と認められる限度において、教育を担任する者と授業を受ける者による複製や公衆送信のみに対し本条の適用が認められるとされており、教員間の送信はこれに当たらないため同条の適用外となっています。 なお、著作権法35条の適用外となるような使用想定であっても、例えば、市が主導して教材の開発を行い、開発の際の規約等で権利処理を行うことにより、当該教材の利用を円滑なものとするとしたことも方策として考えられます。 なお、3点目のご意見については、授業目的の公衆送信補償金の管理を担う文化庁の指定管理団体「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」において、一元的に権利処理を行えるライセンス制度が検討されています。
福島県会津若松市	46	小中学校における対面指導の原則の緩和	地域・民間企業によるプロジェクト型授業や、会津大学との連携による実践的な先端技術教育、他地域児童生徒との遠隔コミュニケーション授業等、社会的スキルを身に付ける教育をオンライン授業含めて実施	【社会的効果】 生まれた地域や通う学校等空間や場所に捉われない、子ども一人ひとりの興味関心・志向性に合わせた先端教育プログラムの提供を実現できる。 【経済的効果】 地域・民間の人材活用による教員の負担軽減ができる。	個別最適化された教育や社会的スキル教育を遠隔で行うためには、教員が配信側にかかわらず「スタジオ型」の遠隔教育も正規授業として認められる必要があるが、不登校や健康上の理由を除き、正規の授業として認められていない。 ※現在新型コロナウイルス対策のため限定的に緩和中	・学校教育法施行規則第56条及び第77条の2 ※法令上授業は直接対面が前提となっており、例外のみ記載有り	学校教育法における遠隔授業の正規認定する。(「スタジオ型」遠隔指導において、教員と生徒が直接対面していない場合であっても、授業としての教育効果を有する場合には正式な授業として認める。)	文部科学省	今般ご提案いただいた、民間企業や大学と連携した授業や、他地域の児童生徒とのコミュニケーションを遠隔・オンラインを用いて行うに当たっては、現行制度においても、例えば、民間企業や大学等の研究者(配信側)が遠隔・オンラインを活用し、教師と児童生徒がいる教室(受信側)に対し授業を行うことは可能であるところ、まずは本提案の実現に向けて、現行制度において実施不可能又は困難となっている事柄及びその理由について、詳細をお伺いさせていただきたいと思えます。			
福島県会津若松市	47	教員が授業を実施する原則の緩和	地域・民間企業によるプロジェクト型授業や、会津大学との連携による実践的な先端技術教育、他地域児童生徒との遠隔コミュニケーション授業等、社会的スキルを身に付ける教育をオンライン授業含めて実施	【社会的効果】 先端デジタル企業及び大学教授などのワークショップ実施機会・オンライン授業視聴等、教員以外の地域・民間の人的資産活用の促進ができる。 【経済的効果】 教員の専門的な教育(プログラミング等)に要するスキル研修の省略化により費用削減ができる。	地域・民間の人的資産活用により社会に開かれた教育の推進が期待されるが、現行法令上、教育職員は各相当の免許状を有する者でなければならぬという規定があり、教員の立ち合いが無い場合授業を実施できない。	・教育職員免許法第3条	教育職員免許法第3条 教育職員の同僚無教員以外の人が授業を実施することを可能にする。	文部科学省	御提案は一部の授業において外部人材を活用することを念頭に置いていると推測されますが、現行制度においても教科の領域の一部を担当する場合であれば免許状を持たず教員の立ち合いをなしに年間を通じて指導を行うことができる特別非常勤講師制度が設けられており、活用の方法によっては特段の規制改革は不要であるため、具体的な活用方法も含めて検討いただければと思います。 なお、教育課程を担当する教員については、授業を受ける児童生徒が適切に学ぶことができるよう教員の資質の保持を図るため、教育職員は免許状を有する者でなければならないとしており、仮に区域指定されたとしても当該地域の学校で学ぶ児童生徒の教育を確保する観点から免許状を有しないこととする特例を設けることは困難であると考えています。			
福島県会津若松市	48	マイナンバー利用範囲の拡大	学校内外で発生する子どもに関するあらゆるデータを連携させ、興味関心・志向性に合わせた学習指導、家庭環境や特性に合わせた生活・健康支援等、個別最適化指導・支援を実施	【社会的効果】 教育関連機関と保護者の連携強化による子育て支援/子ども一人ひとりの環境や特性に合わせた指導・支援の実現 【経済的効果】 子どもの学習状況や家庭状況の把握に要する教員の負担軽減	子どもが他の自治体へ転出もしくは他の自治体から転入して来る際、最適化された指導・支援を継続的に行うためには、自治体間で子どもに関する情報を連携することが必要であり、マイナンバーを活用することで一元的に実行できることが期待されるが、現行法令上マイナンバーの利用範囲は社会保障制度、税制、災害対策に限定されており、子どもに関する情報連携ができない	・マイナンバー法第9条	第九条 他自治体への転入・転出の際にも、学校等教育関連機関が子どもに対して最適化された指導・支援を実施できるよう、マイナンバーの利用範囲を子どもに関する学習データ、生活データ、健康データ等まで拡大し、自治体間における情報連携を一元的に実行できるようにする。	内閣府	マイナンバーの利用範囲については、幅広く利用できることが国民の利便性向上に資するとの御意見がある一方、プライバシー保護等の面から幅広く利用することを懸念する御意見もあったことから、まずは社会保障・税・災害の3分野に限定して制度を開始した経緯がある。 こうした経緯を踏まえ、令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携について、デジタル政府の核心であるワンストップ(行政機関等から同じ情報を聞かれない)を実現し、国民の負担を減らす等の観点から、国民の理解の得られたものについて、検討・実施することとしていた。このため、特区を設置し、一部の区域に限りマイナンバーの利用範囲を拡大することは困難である。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
福島県会津若松市	49	ドローンや自動運転農機の“定常的な”利活用	特に露地栽培において、ドローンや自動運転農機を定常的に利活用することにより、生産状況の高精度なセンシングや人的作業の代替を可能としつつ、的確な計画出荷を実現する。	【社会的効果】 高齢農業従事者の長い事業継続や新規就農のハードル低減を実現する。また、購入者は計画生産・出荷により農産物の確保におけるリスクがなくなり、過剰発注する必要がなくなる。 【経済的効果】 スマート化により労働時間が削減される。農業従事者の生産効率が向上する。農産物廃棄ロスが削減できる。	以下の規制により、農業従事者によるドローン操作時に必要な空間や機器の確保や、ドローンを活用した精密農業や収穫物運搬、ドローン活用による遠隔からの農作業の実現、無人トラクターの自由な活用が難しい。 航空法第132条：飛行禁止空域の飛行不可、目視範囲外での飛行不可、液体や霧状を含む物件投下の禁止 道路交通法第77条：道路上や路肩などでドローンの離着陸不可 民法第287条：第三者の土地の上空の飛行不可 電波法施行規則第4条：携帯電話等が陸上移動局のため、ドローンへの搭載が不可（現状、携帯電話事業者経由での総務大臣の許可を取得すれば、試験的に実施は可能） 道路交通法 第70条：自動運転車（無人トラクター）の公道走行の不可	・航空法第132条 ・道路交通法第70条、第77条 ・民法第287条 ・電波法施行規則第4条	以下のように規制を改革することで、農業従事者のドローン活用におけるハードルの低減や用途の拡大を可能にし、また、無人トラクターの自由な活用が可能になる。 航空法 第132条：飛行禁止空域での飛行許可、夜間の飛行、目視範囲外での飛行許可、農業に関する物件投下の申請緩和 道路交通法 第77条：道路上や路肩などでドローンの離着陸の許可 民法 第287条：第三者の土地の上空の飛行許可 電波法施行規則 第4条：一定範囲内におけるドローンに搭載した携帯電話等の電波利用の許可 道路交通法 第70条：自動運転車（無人トラクター）の公道走行の許可	警察庁	・遠隔型自動運転システムを用いた無人トラクターの実証実験については、道路使用許可を受けて実施可能であり、運転者が乗車しない形での実施も可能です。 道路においてドローンの離発着等の作業等を行うとする場合であって、当該行為が、道路における危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれのあるときについても、道路使用許可を受けて実施することが可能です。 また、農道においては、農道管理者が「一般交通の用に供しない」と判断した場合には、当該農道は道路交通法の適用を受けないため、この場合には、農道管理者が行う車両の通行の禁止又は制限等の措置の下、ドローン利用や自動運転車（無人トラクター）の実証実験について自由な形で実施することが可能です。 なお、道路交通法に関しては、「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、警察庁で検討を進めているところです。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かたではない部分もあるため、実施されたいざ先行の形態を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
								総務省	・携帯電話は、地上での利用を前提に設計されていることから、上空で携帯電話を利用した場合に、地上の携帯電話等の利用へ影響を与えるおそれがあることから、平成28年7月から実用化試験局の制度により、上空で利用する携帯電話等の端末の台数を管理した形で課題の検証を行ってきた。その後、令和元年6月から情報通信審議会における技術的検討を経て、令和2年12月に、高度150m未満の空域において、地上の携帯電話ネットワークに影響を与えない一定の条件に合致する携帯電話等の端末については、簡素化した手続きにより無人航空機において利用可能とする制度整備を行っている。			
								国土交通省	【航空法について】 現在においても、オンライン申請の活用や必要書類において一部簡略化できるようしており手続きの簡素化を行っております。			
								農林水産省	航空法については、これまで機体認証、操縦ライセンスを取得している場合の飛行許可等の手続きの合理化・簡略化が一定程度図られてきているが、さらに技術の進展等に応じて、今後も農業現場のニーズに合った制度となるよう関係省庁と連携して取り組んでまいります。			
								内閣官房	民法においては、「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。」（第207条）と規定されているが、その所有権が及ぶ土地の空間の範囲は、一般に、当該土地を所有する者の「利益の存する限度」とされており、第三者の土地の上空において無人航空機を飛行させるに当たって、常に土地所有者の同意を得る必要がある訳ではないものと解される。その上で、ドローンを活用した物資の輸送について、更なる措置を要するかについては、慎重に検討する必要がある。 詳細については、下記資料を参照いただきたい。 <a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kogatamujinki/kanminkyougai_dai16/betten4.pdf">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kogatamujinki/kanminkyougai_dai16/betten4.pdf</a>			
福島県会津若松市	50	新規就農者の農業参入ハードルの低減	就業可否の基準となる従事日数の緩和や、提出が必須な営農計画の策定支援を実施する。	【社会的効果】 新規就農の心理的ハードル低減に貢献する。 【経済的効果】 新規就農者の増加につながる。	原則として年間150日以上に従事が必要であり、かつ、認定新規就農者制度利用時における営農計画作成時には、市町村基本構想内容（年間農業所得の目標値設定等）との整合性が必須のため、新規に就農をおこなう際のハードルが高くなっている。	農業経営基盤強化促進法第14条、第18条	生産現場のスマート化に依り、常時従事が必要な日数を低減させるとともに、認定新規就農者制度利用時における営農計画作成の際、市町村基本構想に基づいた目標値ではなく、実際の需給データを反映した現実的な目標値設定での提出を認める。	農林水産省	【日数】 年間150日以上農作業に従事するという日数の要件は、効率的かつ安定的な農業経営を達成するために必要な日数の目安として設定されているものであり、スマート農業により当該経営を実現できる見込みがあれば、必ずしも150日以上農作業に従事する必要はありません。 【目標値設定】 基本構想は、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号 農林水産省経営局長通知）」の第4の2（2）の①のとおり、県の基本方針に沿った方向であれば、地域の特性を踏まえて策定いただくことが可能です。			
福島県会津若松市	51	農業関連データの幅広い利活用の促進	農業関連データを農業分野以外で活用できるよう、ポータビリティの確保やルールの制定を実施する。	【社会的効果】 鳥獣被害や農業事故など、農業分野外で必要になった際にデータを提供し、安心・安全に貢献する。	データ受領者は予め定めた利用目的の範囲内でのみ活用が制限されているため、地域において公益性の高い用途であってもデータ提供が制限がされており、農業分野外での必要に応じたデータ活用ができない。	農業分野におけるデータ契約ガイドライン	農業データを扱う生産管理システム（営農支援システム）に関して、相互の互換性やポータビリティの確保を実現し、公益性の高い用途に関しては、事前に農業者の承諾を得た上で、必要な際に迅速に活用できるルールを制定する。	農林水産省	①農林水産省では、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）を受け、各都道府県に対し「鳥獣害、災害、救急、はいかい者捜索、農道陥没等の公共機関等との連携など公共性が高く、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合には、事前に農業者から包括的な承諾を得れば農業者から提供を受けたデータを農機メーカーから関係当局に提供することが可能」である旨の通知を发出済です。 ②「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン」は、「あくまでも契約で定めておくべき事項等を示すにとどまり、契約の自由を制約するものではない」という経産省ガイドライン（「A I・データ契約ガイドライン」）；「経済産業省」の視点を踏襲したものであることに加え、データの利用目的について、あくまで「特定する」ことが望ましく、「利用目的が農関係者にとって予測し難い平易な文章で特定され、（中略）農関係者の理解と同意が得られているのであれば、利用目的の範囲を広げることについては問題がないし、むしろそうすることで、データ受領者側で、提供データ等を様々な目的に利用することができ、提供データなどの価値を増大させるという役割も期待できる」としており、利用目的を制限しているものではありません。 上記①及び②を踏まえ、各地域において、その必要性に照らして公共性の高い用途を特定し、農業者の理解と承諾を得た上でデータの利活用推進を図っていただきたいと考えます。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
福島県会津若松市	52	住民税の二自治体への分割納付	市外からの長期滞在者に対して、滞在期間に応じた住民税の支払い	【経済的効果】 滞在実態に応じて滞在者に對し住民税を課すことで、市民の平等な納税を回す	・市町村住民税の納付義務者は、市町村内に住所を有する個人に課される	・地方税法第294条	本業所得から算出した住民税を住民票の所在する自治体へ、副業企業の所在する自治体(住民票の所在する自治体以外の自治体)で得た副業所得から算出した住民税を当該自治体へ、それぞれ第二住民税として納付することを可能とする。	総務省	個人住民税の一部を住所地以外の団体に納付する方式について、平成19年度に総務省の研究会で検討したが、「住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない」と結論付けられたことから、寄附金税制を応用する形で「ふるさと納税制度」が創設された。また、多地域居住を行う場合に、この「ふるさと納税制度」を活用することにより、個人住民税の一部を実質的に当該居住先の地方団体に移転させることが可能となっている。 ※個人住民税は、1月1日時点の住所地である地方団体が課税しているが、仮に、居住実態に応じて複数の団体が課税することした場合、強制性を伴った課税の根拠となる居住実態をどのように正確に把握するか、市町村の課税実務が極めて複雑となる、特別徴収を行う企業の負担が増えるといった課題がある。また、複数の住所を認めることとした場合には、税のみならず、住民票や選挙など様々な制度との関係についても慎重な議論が必要。			
福島県会津若松市	53	自動運転等遠隔監視者による、モビリティ利用者等への情報提供	遠隔監視者の別業務の提供。 現状わき見運転と同等の扱いとなる遠隔監視者の別業務について緩和し、街の楽しさを紹介するインフルエンサー等としてサービスを提供可能とする。	【経済的効果】 自動運転等の実施において必須となる遠隔監視機能は人件費等のコスト負担が発生する。AI等を活用し、遠隔監視業務を軽減し、複数台を同時に遠隔監視できるなど技術的には可能な状態となっている。 また自動運転の技術の進展により、トラブルによる停止機会も少なくなってきた。 AI等との連携が前提となるが、自動運転車両が安全走行をしている間に遠隔監視者が、モビリティを利用する来訪者等との会話の機会（顧客接点）を持つことなどにより、来訪者がより多くの体験価値をその場で受け取ることができ、それが客単価の向上やリピート率の向上に寄与すると考えられる。	道路交通法における「運転者の義務」の規制に基づく内容は、「車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。」 自動運転の遠隔監視者についても同様の義務を有するものとされている	・道路交通法第70条、第71条第5項	道路空間再編事業で自動車等の侵入規制を行っている空間において、AI等を使った監視能力の向上を図ったうえで、モビリティ利用者や来訪者に対する情報提供を遠隔監視業務と並行して行えるよう、遠隔監視者の安全運転義務を緩和する。	警察庁	道路交通法第2条第1項第1号に定める道路に当たらない場所では、同法の適用を受けないため、自由な形で実証実験を実施することが可能である。また、道路運送車両法第41条第2項の規定に基づき国土交通大臣から使用条件を付された自動運行装置を使用する場合であって、道路交通法第71条の4の2第2項各号のいずれにも該当するときは、携帯電話使用等禁止規定（同法第71条第5号の5）の適用を除外することとされている。 なお、「官民ITS構想ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、警察庁で検討を進めているところである。			
福島県会津若松市	54	自動宅配ロボットの公道走行に関する基準緩和と先行事例を活用することによる関連協議の簡素化について	道路空間再編事業により構築される人を中心とした空間を走行する自動宅配ロボット等についての道路運送車両の保安基準の緩和等を会津若松で先行実施した場合に、それを先行事例とし、各地域で同様の実証の際の関連協議の簡素化を推進する。	【社会的効果】 無人で走行する宅配ロボットの最適な保安基準は現状明確となっておらず、有人運送車両の保安基準を基に要・不要の基準緩和を実証の際に申請することとなっている。会津若松で先行事例を作り、そのモデルを標準として、他の地域で実証する場合はそれに準ずれば監督官庁との交渉などが省略されるなどを期待	道路運送車両の構造や装置について、安全確保および環境保全上の技術基準が定められている。	・道路運送車両法第40条-第46条	実証段階の車両に関する保安基準項目の一部不適合箇所について緩和する。 (第61条制御装置、第62条前照灯/後照灯、第64条警音器、第66条乗車装置など)	国土交通省	自動宅配ロボットについても、道路運送車両の保安基準第55条及び第67条に基づく保安基準の緩和が可能である。 本制度を活用し、2020年秋より全国各地で自動宅配ロボットの公道実証が実施されている。 なお現在、内閣官房成長戦略事務局を中心に関係省庁と連携し、遠隔で多数台の低速・小型の自動宅配ロボットを用いたサービスが可能となるよう制度を検討しており、今春を目途に制度の基本方針を決定予定。令和3年6月18日に閣議決定された成長戦略実行計画に示されている通り、低速・小型の自動宅配ロボットについて、道路運送車両に該当しないこととする予定である。			
福島県会津若松市	55	自動運転機能付き電動車の隊列運用時の搭乗者無し車両の取り扱いの緩和	自動運転等の技術の進展により、電動車の隊列走行が可能となっている。電動車の隊列走行している場合は歩行者の扱いとなるが、人が載っていない場合は車両扱いとなり、公道走行が可能となってしまう。	【社会的効果】【経済的効果】 電動車の隊列走行により、運転免許を持たない子供が先導して、複数高齢者を店舗に誘導するなど実現でき、新たな移動サービスと担い手づくりが可能となる。人中心の道路空間では低コストで移動サービスを実現することで導入のハードルを大きく下げることが可能となる。	道路交通法における電動車の取り扱いについて、人が載っている場合は歩行者、人が載っていない場合は車両となり、走行可能なエリアが変わってしまう状況が発生する。	・道路交通法第2条第3項	人に追いつき、隊列で有人電動車が走り、人が混在空間において、柔軟性高く運用できる規制にする	警察庁	電動車椅子に人が乗車していない場合であっても、電動車椅子のごく近傍に、電動車椅子を押しているのと視認できる者がいれば一体として歩行者として走行することが可能である。また、そのような者がいない場合にも、安全確保措置等の対策を講じることなどにより、警察による審査を経て道路使用許可を受ければ、公道を走行することが可能である。 なお、身体障害者用の車椅子の大きさや構造に収まる自律走行するモビリティについては、関係省庁と連携し、制度整備に係る検討を行っているところである。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、具体的な運用方法を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
福島県会津若松市	56	自動宅配ロボット活用	サービスモデル多様化に伴う顧客の要求レベルの高度化、ドライバーの人員不足、配送費の高騰化など、地域メーカー、地域商社、地域物流事業者を取り巻くビジネス環境は厳しい。 テクノロジーを活用した自動化・高度化へ取り組むと共に、地域物流における規制緩和を推進する。	【社会的効果】 誰もが気軽に楽しみめるまちなか空間づくりにあたり、路線便の貨物が店舗まで届かない場所や、ドライバーを確保できない場所でも配送可能。 (ラストマイル配送対策) 【経済的効果】 公共交通機関等と物流事業者の共同事業化など地域事業者、タウンマネジメント会社（まちづくり会社）を軸とした新規事業創出も見込まれる。	道路交通法第62条に以下の記載がある。 「道路運送車両法第3章若しくはこれに基づく命令の規定又は軌道法第14条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しない車両等を運転させてはならない、または運転してはならない。」	・道路交通法第62条、第70条	自動宅配ロボット車両の公道走行を許可する。 (道路交通法全般的に運転手の存在が前提の法律となっているため、運転手がなくても、車両のみで公道で走行できるように規制・制度改革が必要。)	警察庁	「自動宅配ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順」を警察庁ウェブサイト公表しており、同手順に沿って道路使用許可を受ければ、運転席のない自動宅配ロボットについても公道走行が可能である。 なお、自律走行する低速・小型のモビリティについては、関係省庁と連携し、制度整備に係る検討を行っているところである。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、具体的な運用方法を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
福島県会津若松市	57	道路空間のオープン化に向けた制度検討	ニュージランドオークランド市では、歩行者・公共交通が主体の都市構造へ転換するために、中心市街地の複数の道路をシェアスペースへと再編する事業を進めている。歩行者主体の道路を面的に展開することで、歩行者ネットワークの強化が図られている。 一方、国内の制度では、道路利用の主体は車となっており、歩行者は道路の端を利用する制度となっている。 地域活性化の観点からは、一部人出を大きくしていきたい地域については、オークランドのような取組が必要と見られる。	【社会的効果】 道路空間上ににぎわい創出のための様々な装置を設置することができるようになり、コミュニケーション空間の増設や小規模店舗の出店の容易性などが実現し、路上の人出が増えるとともに、沿道の空き店舗等の活用などにも大きな効果が期待できる。	道路交通法では、車は車道、歩行者は歩道または路側帯を通行しなければならないと規定されている。そのため、歩行者が道路空間全体を自由に歩き回れる、かつ、車も（低速で）進入できる、といった空間は現行法では実現できない。 道路空間全体を歩行者優先とするためには、道路の位置づけを新たに制度化する必要がある。オークランドのシェアスペースの法制度化が参考になる。	・道路法第48条13第3項、第48条15第3項 ・道路交通法第8条、第4条 ・都市計画法 第11条	現行制度での歩行者優先の道路空間の実現性の検証人中心の道路空間であるべき制度を検討する。	警察庁	道路を歩道と車道に区別する主な目的は、歩行者の通行の安全を確保することであり、また、歩道等と車道の区別のない道路においては、歩行者は、原則として道路の右側端に寄って通行しなければならないと道路交通法に規定されているところ、これは、歩行者と車両が向かい合って通行する「対面交通」が、安全度の高い交通方法と判断されたことによるものである。 これを踏まえると、国土交通省の回答にもあるような、自動車の速度を抑制する措置を講じられ、歩行者・自転車・自動車の通行空間が同一平面上にある歩車共存道路については現行法上も認められているものと承知しているものの、更に進んで、御提案のように、歩行者が道路空間全体を自由に通行でき、かつ、一般の車両も当該空間に（低速で）進入できるようにすることについては、歩行者の通行の安全の確保の観点から、慎重な検討を要するものと考えます。			
福島県会津若松市	58	Connected Manufacturing Enterprises(CMEs)の加速度的全国展開	地域の中小製造業が共通で利用可能な業務プラットフォームを整備することで、地域企業の生産性向上を面的に実現。	【経済的効果】 中小製造業企業の生産性が25%向上する。	本プロジェクトで地方の生産性が激的に改善することは確実で日本全国に展開していく必要がある。 早期に日本全国に展開するためにも、まずは会津地域で着実な効果を実証する必要がある。 一方で中小企業においてデジタル化に対するひびき感が乏しく、必要性は理解しても前に進まない企業が多い。 本プロジェクトに参画する企業の法人税等の優遇措置を実施することで、加速度的に展開を進めたい。	・DX投資促進税制 ・中小企業経営強化税制 ・中小企業投資促進税制	・CMEsを利用して企業間取引や生産性向上に取り組む中小企業群に対して、CMEsをDXによる中小企業の経営力強化に期するソフトウェアと認定し、税額控除や特別償却等の税制優遇を実施する。 ・税制優遇の効果を最大化するために、初期投資や移転費用のみではなく、クラウドサービスの利用料を税制優遇の対象とする	経済産業省	・DX投資促進税制では、申請事業者が、全社レベルのDXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対して適用される税制措置ですので、お尋ねのCMEsも対象になります。 ・中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制は、中小企業の設備投資に関して適用される税制措置であり、一定のソフトウェアに対する投資も対象です。このため、中小企業がCMEsの利用等を行うソフトウェアに対する投資は、両税制措置の対象となります。なお、設備投資に対する税制措置のため、クラウドサービスの利用料について対象とすることは困難です。			